



令和4年4月20日

令和4年第3回高山市議会臨時会 提出議案について

- ・報告案件 1件
- ・条例案件 1件
- ・予算案件 2件
- 計 4件

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	石腰 洋平
係名	法制・選挙係
担当係長	森本 明義
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2453）

令和4年第3回高山市議会臨時会 提出議案の概要

報第4号 損害賠償の額の決定の専決処分について

(P1)

- ① 令和4年2月8日、高山市西之一色町1丁目10番地5 で発生した、公用車のルーフキャリアによる車庫入り口の破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 令和4年3月30日

損害賠償額 50,600円

- ② 令和4年3月13日、高山市久々野町無数河4141番地168 飛騨舟山スノーリゾートアルコピア第5駐車場で発生した、敷地内側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 令和4年4月7日

損害賠償額 95,645円

議第35号 高山市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

(P2)

地方税法の改正に伴い行った専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和4年3月31日

固定資産税関係

- ・ 公害防止設備に係る課税標準の特例（わがまち特例）の特例割合の見直し
- ・ 熱損失防止改修住宅に係る税額の減額措置の要件の見直し
- ・ 固定資産税（商業地等）の負担調整措置による課税標準額の引き上げの軽減

施行期日 令和4年4月1日

議第36号 令和3年度高山市一般会計補正予算（第19号）の専決処分について

(P11)

寄附（ふるさと納税等）による積立金等の補正予算の専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和4年3月31日

補正額 179,158千円（補正後58,914,073千円 当初予算に対し23.8%増）

主な内容 新型コロナウイルス感染症対策関係 34,000千円

県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金の増額

34,000千円

寄附（ふるさと納税等）による積立金 169,808千円

議第37号 令和4年度高山市一般会計補正予算（第1号）

（別冊）

別紙

補正額	608,689千円（補正後 48,308,689千円 当初予算に対し1.3%増）
内 容	新型コロナウイルス感染症対策関係 608,689千円
	プレミアム付き商品券事業補助金（第3弾） 481,017千円
	新型コロナウイルス対策産業団体等消費活性化策支援事業補助金（第5弾）
	50,000千円
	雇用調整支援事業補助金の増額 11,172千円
	新型コロナウイルス対策求人情報発信支援事業補助金 5,000千円
	新型コロナウイルス対策体験プログラム利用促進事業補助金（第2弾）
	37,000千円
	新型コロナウイルス対策地域公共交通事業継続補助金
	21,000千円
	感染症拡大時におけるスクールバス運行业務の委託 3,500千円

新型コロナウイルス感染症による影響への対応

感染力の強いオミクロン株による国内での感染拡大を受け、岐阜県は1月21日に国の「まん延防止等重点措置区域」に指定され、約2ヶ月に及ぶ期間を経て3月21日に解除されたものの、市内ではその後も子どもを中心に感染の波は収まらない事態が続いている。

この間、長引く移動の自粛もあり市内事業者の経済活動に影響を及ぼしている状況を踏まえ、2月には臨時の経済対策を打ち出し、今後を見据えた対策を講じたところである。

今回、引き続き強い危機感のもと感染対策に万全を期しながらも、国内での人の動きが回復しつつある潮流を捉え、国や県による各種対策との連動を図りながら、市内経済を活性化させ、事業者の経営継続を支援するため経済対策を実施する。

1. 基本的な考え方

コロナ禍を踏まえた飛騨高山の持続可能なまちづくりに向けた、ウィズコロナ社会における「適応戦略」の着実な推進、ポストコロナ社会を前提とした中・長期的な視点による「成長戦略」の展開を基本的な考え方とし、現下の状況に応じた必要な対策を講じる。 資料①

2. 取組内容

(1) 適応戦略

生活の維持

①地域公共交通の事業継続への支援	資料②	2, 100万円
②スクールバスの運行体制の確保	資料③	350万円
③事業者における継続雇用の支援	資料④	1, 117万2千円

経済の回復

①プレミアム付き商品券事業（第3弾）の実施	資料⑤	4億8, 101万7千円
-----------------------	---	--------------

- ②産業団体等が行う消費活性化策等に対する支援（第5弾） 資料⑥ 5,000万円
- ③事業者の人材確保に対する支援 資料⑦ 500万円

（2）成長戦略

力強い経済の発展

- ①体験プログラムの利用促進 資料⑧ 3,700万円

3. 予算規模

総額 6億868万9千円

問 合 先		
担当部	企画部	財務部
部長	上田 和史	平野 善浩
課名	企画課	財政課
課長	清水 洋一	平塚 久則
連絡先	電話（直通 0577-35-3131） （内線 2431）	電話（直通 0577-35-3132） （内線 2435）



ウィズコロナ社会における
適応戦略の着実な推進

A. 感染の防止

- (1) 感染症対策の推進
- (2) 地域医療の確保

B. 生活の維持

- (1) 市民生活の安定
 - 地域公共交通の事業継続への支援
 - スクールバスの運行体制の確保
- (2) 雇用の確保
 - 事業者における継続雇用の支援

C. 経済の回復

- (1) 地域経済の回復
 - プレミアム付き商品券事業（第3弾）の実施
 - 産業団体等が行う消費活性化策等に対する支援（第5弾）
 - 事業者の人材確保に対する支援
- (2) 事業の継続



ポストコロナ社会を前提とした
中・長期的な視点による成長戦略の展開

1. 力強い経済の発展

- (1) 地域経済の発展
 - 体験プログラムの利用促進
- (2) 産業の革新

2. 豊かな暮らしの実現

- (1) QOLの向上
- (2) 社会基盤の充実

3. 活力ある地域の創出

- (1) パートナーシップの強化
- (2) 関係人口等の獲得
 - 体験プログラムの利用促進（再掲）

4. DXの推進（デジタル・トランスフォーメーション）

- (1) 市民サービスの向上
- (2) 効率・生産性の向上



地域公共交通の事業継続への支援

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、**外出自粛等の影響を受けている地域公共交通の事業継続を図るため**、市内交通事業者への支援を行います。

1 対象者

市内に本社または営業所を有する貸切バス事業者またはタクシー事業者

2 補助額

交通事業者が令和4年4月1日現在所有の貸切バス事業またはタクシー事業で使用する車両に対して、令和5年3月31日まで維持するための経費相当額（車検や法定点検、基本整備等に要する経費）の一部を台数及び車種に応じて補助

大型バス 250千円/台

中型バス 200千円/台

小型バス 150千円/台

タクシー 75千円/台

3 事業費

2,100万円

問 合 先	
担当課	都市政策部 都市計画課
課長	中畑 雅司
係名	政策企画係
係長	裏道 清裕
連絡先	電話（直通 0577-57-7444） （内線 2363）



スクールバスの運行体制の確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、既存の職員体制では**スクールバスの運行業務の継続が困難な場合に運行業務を委託**することで、**持続可能な運行体制を確保**します。

1 概要

運転手が体調不良等によりスクールバスの運転が困難な場合には、予め登録してある代替運転手により対応しているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により運転手が業務に従事できない期間が長期化したり、代替運転手も感染者等となり対応できない場合など、不測の事態に備えた体制を確保することが求められている。

(1) 業務内容

請負者所有のバス車両による市内小中学校の登下校運行

(2) 対象地域

10地域 27路線 (スクールバス全路線)

2 事業費

350万円

問 合 先	
担当課	教育委員会事務局 教育総務課
課長	直井 哲治
係名	教育総務係
係長	新家 誠
連絡先	電話 (直通 0577-35-3154) (内線 2347)



事業者における継続雇用の支援

市では、新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、「高山市雇用調整支援事業補助金」を延長して実施することにより、**事業活動の縮小を余儀なくされている事業者を支援するとともに、休業手当等の支払い率の向上を支援**し、雇用調整助成金等の助成率に起因する労働者の所得減少の抑制を図ります。

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、事業活動の縮小を余儀なくされている事業主が雇用者に対して一時的に休業等の措置を行った場合、雇用の維持を図るため、国は雇用調整助成金等の特例措置を6月まで延長することを決定しました。(参考資料)

市では、今回の特例措置の延長に伴い、事業者負担への助成を6月休業分まで延長して実施します。

事業者が国の原則的な措置により雇用調整助成金等を活用して行う場合において、労働者の賃金相当額または国の上限額のいずれか低い方と国の助成金額の差額を助成します。

ただし、緊急事態措置、まん延防止等重点措置による市民や観光客の外出や移動の自粛により事業活動の縮小を余儀なくされている事業主（国の「地域特例」※1）および新型コロナウイルス感染症の影響により、前年または前々年と比較して売上等が30%以上減少している事業主（国の「業況特例」※2）が、国の特例措置により雇用調整助成金等を活用して行う場合においては、労働者の賃金相当額と国の助成金額の差額（事業者負担分）を全額助成します。

なお、休業支援金等の支給を受けた労働者についても同様とします。

2 事業費

1, 117万2千円

参考資料

雇用調整助成金等の特例措置【国】

・雇用調整助成金等（中小企業の場合）

		1・2月	3～6月
原則的な措置	助成率	4/5 (9/10)	4/5 (9/10)
	日額上限額	11,000 円	9,000 円
地域特例※1	助成率	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)
	日額上限額	15,000 円	15,000 円
業況特例※2	助成率	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)
	日額上限額	15,000 円	15,000 円

※かっこ書きの助成率は解雇等を行わない場合

地域特例※1

緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

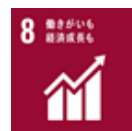
業況特例※2

生産指標が最近3か月の月平均で前年または前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

・休業支援金等（中小企業の場合）

		1月～6月
原則的な措置	助成率	8割
	日額上限額	8,265 円
地域特例※1	助成率	8割
	日額上限額	11,000 円

問 合 先	
担当課	商工労働部 雇用・産業創出課
課長	太江 敦
係名	雇用・産業創出係
係長	柚村 守一
連絡先	電話（直通 0577-35-3182） （内線 2796）



プレミアム付き商品券事業（第3弾）の実施

プレミアム率50%（額面15,000円を10,000円で販売）の「**高山市プレミアム付き商品券（紙と電子地域通貨の選択が可能）**」を発行し、幅広く市民の協力を得ながら市内のさまざまな店舗での利用を促進することにより、市内事業者の事業活動を強力に支援し、**市内経済の活性化**を図ります。

1 概要

岐阜県におけるまん延防止等重点措置区域の指定が解除され、市民や観光客の消費活動が徐々に活発化していますが、本格的な回復には至っていません。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油・原材料等の価格高騰も相まって、市内事業者を取り巻く事業環境は依然として厳しい状況が続いています。

これらの状況を踏まえ、プレミアム率50%（額面15,000円を10,000円で販売）の「高山市プレミアム付き商品券」を発行し、幅広く市民の協力を得ながら、事業活動に大きな影響を受けている市内の小売業や飲食サービス業をはじめとするさまざまな店舗での利用を促進することにより、市内事業者の事業活動を強力に支援し、市内経済の回復を図ります。

なお、商品券は、従来の紙媒体での販売に加え、電子地域通貨（さるぼぼコイン）も選択可能とし、キャッシュレス決済の導入促進による地域社会のデジタル化の推進及び域内資金循環の促進を図ります。

(1) 事業主体

高山市プレミアム付き商品券委員会

(2) 商品券発行の規模等

発行総額12億7千5百万円

プレミアム率50%にあたる4億2千5百万円及び事務経費を高山市プレミアム付き商品券委員会に助成

(3) 対象者

高山市民（全市民が購入可能）

(4) 販売金額等

- ・商品券1セット15,000円分（1,000円券×15枚）を10,000円で販売
- ・さるぼぼコイン15,000コインを10,000円で販売（1コイン=1円）

① 購入限度額

市民1人につき1セット（額面15,000円分）まで

②購入申込書

市民に郵送（1人につき1枚、令和4年6月下旬～7月上旬を予定）

※商品券の購入は1人1回限りとする

2 商品券の販売期間

令和4年7月中旬に開始し、8月末までの予定

3 商品券の販売場所

市役所本庁舎、各支所 ほか（予定）

4 商品券の使用期間、換金期限

使用期間 令和4年7月中旬に開始し、令和4年9月末までの予定

換金期限 令和4年10月末までの予定

5 商品券取扱加盟店の登録

商品券：市内に本店を有している事業者で加盟店登録した市内の店舗が対象

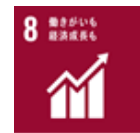
さるぼぼコイン：上記のうち、さるぼぼコインの加盟店が対象

募集開始 令和4年6月中（予定）

6 事業費

4億8,101万7千円

問 合 先	
担当課	商工労働部 商工振興課
課長	畑尻 広昌
係名	商工振興係
係長	葛井 孝弘
連絡先	電話（直通 0577-35-3144） （内線 2213）



産業団体等が行う消費活性化策等に対する支援（第5弾）

市では、新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、**市内事業者を中心に構成する産業団体等が実施する、市内消費の活性化を図るための事業及びコロナ禍における環境変化への対応強化を図るための事業を支援**します。

1 概要

市では、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている市内事業者を中心に構成する産業団体等が実施する、市内消費活性化のための事業やコロナ禍を見据えた環境変化への対応強化を図るための取り組みなどに対し、これまで継続的に支援を行ってきました。

岐阜県におけるまん延防止等重点措置区域の指定が解除され、市民や観光客の消費活動が徐々に活発化していますが、市内産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

これらの状況を踏まえ、市内の消費活性化等の各産業団体が実施する取り組みを切れ間なく支援するため、「高山市産業団体等消費活性化策支援事業補助金」（第5弾）を実施します。

(1) 補助対象事業

①市内消費の活性化を図るための事業

（プレミアム付き商品券やポイント還元、割引などの事業に要する経費）

※ただし、新型コロナウイルス感染症のまん延状況及び国・県等の対策方針等を踏まえ、感染拡大に繋がる恐れのある事業については、補助対象外となる場合があります。

②コロナ禍における事業者の環境変化への対応強化を図るための事業

（新商品・サービスの共同開発や新市場開拓、事業活動の効率化や人材育成などの事業に要する経費）

(2) 補助率、補助限度額

補助対象経費の2/3以内、1団体につき上限300万円

(3) 補助対象者

市内事業者を中心に構成する組合や協会などの市内産業団体等

(4) 申請手続き

市内産業団体等が事前に申請書及び事業計画書を市へ提出

申請期間 5月下旬（予定）

2 事業実施期間

令和4年6月上旬～令和4年9月30日（予定）

3 事業費

5,000万円

※この事業は第4弾の予算残（約3,000万円）とあわせて、予算に達した時点で終了します。

問 合 先	
担当課	商工労働部 商工振興課
課長	畑尻 広昌
係名	商工振興係
係長	葛井 孝弘
連絡先	電話（直通 0577-35-3144） （内線 2213）



事業者の人材確保に対する支援

ウィズコロナ社会における人流及び経済の回復に備えて、市内事業者の人材の確保を後押しするため、就職情報w e bサイトなどを活用した**求人活動に係る経費の一部を支援**することにより、市内産業の維持及び発展を図ります。

1 概要

新型コロナウイルス感染症は、今後も波を繰り返すことが想定される中で、ウィズコロナを基本に次なる波に備えつつ経済活動の活性化に備える必要があります。

コロナ禍の厳しい経済状況のなかで、市内事業者は、雇用の維持・確保に取り組んでいるものの、今後、国のG o T oトラベルなどの再開に伴う人流の回復期において、市内事業所においては人材の確保が課題となっています。

市では、市内事業者の人材の確保を後押しするため、就職情報w e bサイトなどを活用した地域外からの求人活動を行う市内事業者に対して、情報発信等の経費の一部を支援することにより、市内産業の維持及び発展を図ります。

(1) 補助対象事業

常用労働者（高山市採用とし市外への異動のない者に限る）の採用を目的に行う次の求人活動に伴う経費

- ・就職情報w e bサイトでの求人情報掲載料・企業紹介動画配信料
- ・合同企業説明会への出展料

(2) 補助率、補助限度額

補助対象経費の1 / 2以内、1事業者あたり上限20万円

(3) 補助対象者

市内中小企業者で市内に事業所等を設置する者

(4) 補助対象期間

令和4年5月から9月までに実施した求人活動

(5) 申請手続き

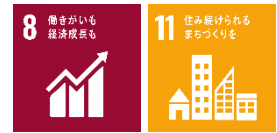
市内中小企業者が事前に申請書及び事業計画書を市へ提出

2 事業費

500万円

※この事業は予算に達した時点で終了します。

問 合 先	
担当課	商工労働部 雇用・産業創出課
課長	太江 敦
係名	雇用・産業創出係
係長	柚村 守一
連絡先	電話（直通 0577-35-3182） （内線 2796）



体験プログラムの利用促進

市では、アフターコロナを見据えた成長戦略の取り組みとして、**滞在時間の延長及び観光の質的向上を図るため、地域資源を活かした体験プログラムの造成支援を行うとともに、利用促進を図るためのオンラインクーポン事業を実施**します。

- 地域資源を活かした新たな体験プログラムの造成支援
- 新たな販路（OTA）を活用した体験プログラム利用促進による滞在型観光の強化
- 魅力的な体験プログラムの造成による、市内宿泊及び市内消費の喚起等、経済的支援および事業者への自走支援

1 概要

(1) 事業主体

(一社) 飛騨・高山観光コンベンション協会

(2) 対象者

観光客（体験プログラムの参加希望者）

(3) オンラインクーポンの額面（1 予約あたり）

- | | |
|----------------------|----------|
| 1, 000円以上の体験プログラムの場合 | 500円分 |
| 2, 000円以上の体験プログラムの場合 | 1, 000円分 |
| 3, 000円以上の体験プログラムの場合 | 1, 500円分 |
| 5, 000円以上の体験プログラムの場合 | 2, 500円分 |

※ただし新型コロナウイルス感染症のまん延状況及び国・県等の対策方針等を踏まえ、感染拡大に繋がる恐れのある期間等については補助対象外となる場合があります。

(4) 利用方法

ウェブサイトによるオンライン予約（支払いはクレジット決済等）を行い、現地にて体験を行う

(5) 体験プログラムを提供する事業者

市内事業者（市内に事業所等を有する）で、ウェブサイトに登録される事業者
なお、登録を希望される事業者向け研修会を実施予定（6月上旬）

(6) 利用期間（予定）

令和4年6月中旬～令和4年11月30日（水）

2 事業費

3, 700万円

※この事業は予算に達した時点で終了します。

問 合 先	
担当課	飛騨高山プロモーション戦略部観光課
課長	清水 浩一
係名	誘客戦略係
係長	田中 一樹
連絡先	電話（直通 0577-35-3145）（内線 2217）